

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。  
以下のとおり、テキストに誤りがございますので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。  
ご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げます。

## 2026合格目標 公務員 法律系科目対策講座 刑法 訂正情報

該当箇所を、次のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
52	表「心神喪失・心神耗弱・刑事未成年」列「心神耗弱」の「処置」	刑の必要的減免	刑の必要的 <b>減輕</b>	24/5/22
62	問17 肢工 解答	<b>工 × 無主物を持ち去っても、 遺失物等横領罪は成立しない</b>	<b>工 × 故意が認められず、遺失 物等横領罪は成立しない</b>	26/4/8
	問17 肢工 解説文2行目以降	……（刑法254条）。犯罪が成立しないにもかかわらず、犯罪が成立すると考え行為をしても、何らの犯罪も成立しない。したがって、…	……（刑法254条）。 <b>本肢の場合、甲は、「実際にはVが所有している自転車を無主物であると認識して持ち去った」ことから、「遺失物等横領罪が成立しない」と認識したうえで、遺失物等横領罪に当たる実行行為を行っていることになる。この場合、遺失物等横領罪に当たる実行行為を行うという認識がない以上、甲には同罪の故意が認められない。したがって、……</b>	
75	表「『実行の着手』について」 行「不同意性交等罪（刑法177条）」②	② 被害者が13歳未満で、暴行・脅迫を手段としない……	② 被害者が <b>16歳</b> 未満で、暴行・脅迫を手段としない……	24/5/22

以 上